



茨城統計一月號

卷頭言

★ 敵首都南京を陥れ、更に又濟南を衝いて河北五省の全城を我が手に收め更に皇師急進を續けつゝ茲に新春を迎ふるは慶祝感激に堪へない次第である。

★ 治に居て亂を忘れざる用意ありてこそ此の大捷を博し得たものといふべく、我等は變に處して恒心を失はざるの覺悟を要し、戰禍を絶ち、東亞の和平を更恢して聖旨に應へ奉る日の速ならん事を祈念して止まぬ。

★ 日清戦争は二億圓、日露戦争は十五億圓、北清事變は二千二百萬圓、日獨戦争の青島戰に二千四百萬圓、シベリア事變には五億圓、最近の滿洲上海事變には五億圓を要した。即ち帝國が過去四十年間に費した戦費の總額は二十七億四千六百萬圓であるが今次支那事變の經費總額は恐らく之に過ぐるものがあらう。以つて現下の時局が經濟的に如何に重大であるかを稽へなければならぬ。

★ 更に現下の國際情勢は多端混沌として如何なる邊に赴くか豫斷を許されない。我等は舉國一致、堅忍持久以つて國民精神總動員の趣旨を体し確乎不拔の力を示さねばならぬ。「ほどほどに心をつくすくにたみの力ぞやがて我が力なる」との 明治大帝の御製を拜すれば自ら渾身の血湧き肉躍るを覺える。

★ 年頭に際し聖壽の萬歳を壽ぎ奉り、皇軍の武運長久を祈り、各位の奮起を望んで止まぬ。



意義深い年頭に際し

事艱克服の再認識

縣統計協曾副會長
茨城縣統計課長

川崎末吉

國史未曾有の敵首都陥落といふ赫々たる皇軍の大捷を博した直後意義深い皇紀二千五百九十八年の新春を迎ふるに際し、各位と共に謹みて聖壽の萬歳を壽ぎ奉り、襟を正して皇基の隆昌と國運の伸長を祈念するは定に感激に堪へない次第であります。

東亞の和平と列國の提携共榮を念願する者にとりましては、昨夏火蓋を切りました支那事變は痛恨措く能はざるものが御座います。堅忍自重、不擴大の方針に依り局地解決を望んだ帝國の誠意も遂に報いられず、北支江南の地を戰禍の巷と化し、幾多の精靈を犠牲にし、幾億の財寶を烏有灰燼に歸した事は返すも遺憾に堪へない次第であります。併し乍ら皇軍の威武は北支を席捲して暴戾飽なき支那軍閥の羈を絶ち、幾千萬無辜の民をして更生の曙光を仰がしめ、精銳な陸海空軍の威力を遺憾なく發揮して、支那經濟界の心臟上海を我が手に收め、更に出師半歳を出ず舊臘首都南京を攻略して抗日の本據を粉碎し、大御稜威と將兵の忠勇とを中外に宣揚した事は國民の感謝感激に堪へないところであります。連戦連勝の戦況を耳にする毎に肉躍り血湧くを覚え、今更の如く大御稜威の洪大無邊と皇軍の果敢神速とに心うたるものであります。敵首都南京の陥落に至りましては、軍事的には勿論、今次事變の禍根を艾除し、日支國交の上にも將又東亞永遠の平和確立の点から見ましても極めて重要な意義を有するものであります。國民等しく慶祝の至情を捧ぐべきであります。併し此の光輝ある戦捷は幾多忠勇なる我が將士が肉弾となつて贏ち得たものであり、其の膏血によつて彩つた日章旗を城頭高く翻したものであります。北支の野、江南の地に殉國の華と散つた英靈を偲び、其の遺家族の上に思ひを馳せましますならば一時の戦捷に酔ふべき秋ではないと信ずるのであります。いはんや未だ事變はその緒にあり、帝國が所期する目的達成の甚だ遠遠なるを思へば南京陥落を楔機とし勝つて兜の緒を締め、更に緊揮一番して協心戮力、帝國の國是に向つて邁進する覺悟を堅くすべきであると思ふのであります。

更に國際情勢に目を轉じますならば、數百年來世界をリードし來つた歐米の潮流は漸次其の勢力を減じ、今や世界の視聽は擧げて東洋の事態に注がれ、躍進日本の動向を凝視して居ると申しても差支ないと思ふのであります。一二の事例を擧げますれば、帝國が滿洲國を援けて國際聯盟を脱退し、敢然として反共の旗幟を翻すや、先づ獨逸が欣然として防共協定を結び、エチオピアを合併せる伊太利も亦之に加盟し舊臘を以つて國際聯盟を脱退せるが如きは、即ち日本が國際情勢を指導する儼然たる證左でありまして、換言すれば世界の中心は東洋に移り光は我が神州より昔からんとするもので洵に御同慶に堪へない次第であります。併し英米を主流とする舊勢力と蘇聯邦に據る人民戦線とは耽々として虚を窺ひ、その財力を伸べ思想的侵略の手を緩めないものであります。我等は此の情勢を再認識していよゝ大國民の襟度を持し世界の革新期に處する用意がなければならぬと深く信ずるものであります。列國の情勢は極めて多端微妙でありまして、今日に於ける東亞の事態すら容易に其の歸趨を逆踏し得ないのであります。況んや敗戦窮地に陥つた支那軍閥と國民政府すら尙ほ長期抗日の聲を絶たない今日にあつて、我等はいよゝ／＼舉國一体の實を擧げ、堅忍持久以つて事艱の克服に専念し、國民精神總動員の趣旨を体して官民提携聖旨に副ひ奉らん事を期すべきであります。之即ち一は出征將士の忠勇に應へ、異郷に隕せる護國の英靈を弔ひ銃後の萬全を招來し、一は國家百年の大計を翼賛し、東洋平和を確立し先人の努力と惠澤に報い後繼に施す所以であると信じて疑はないのであります。此の際特に一言申添へたいのは縣下約四千の統計主任並に調査員各位は各町村の中堅に立つ銃剣を執らぬ戦士であるといふ事でありまして、即ち分擔事項より見ましても非常時態制の重要な部門を掌るものであり、活動状況から申しましても指導的な地位にあるものと確信致します。畏い極みではありますが、此の際國を思ふ道に二つはなかりけり軍の場になつたといふも

といふ明治大帝の御製を再び拜誦吟味して重大時局に立つ國民の責務遂行に萬遺憾なきを期し一段の御健闘を祈つて止みません。些か所懐の一端を披瀝して年頭の御挨拶に代へる次第であります。



長畑統計官

耕地統計論【8】

農林省統計官 長畑健二

第八節 本邦耕地統計の信頼性及正確性(續)

我國の耕地統計調査として代表的な三調査の機關は大體右の様な狀況に在るのである。我國耕地統計の正確性は右の機關を念頭に置くことなくして決して理解さるゝものでない。

調査機關の構成を觀たる我等は、次に其の機關の活動狀況に就いて一應の検討を加へなければならぬ。而して調査機關の活動を述べるに當つて是非考へねばならないのは、機關活動に要する經費の問題である。機關の活動と云ふた所が、要するに人間の活動以外には有り得ないのであつて、人間の活動が合理的にして且つ旺盛であれば、結局調査機關の活動が盛であることになる次第である。所が現今の社會通念に於ては人間を活動せしむるには、活動せしむるだけの事をしなくてはならない。國家權力を以て強制的に仕事をやらすことも出来ない譯ではないが、それともその人の生活を保證せずして單に使ふだけといふ様な事は出来るものでない。畢竟するに、現代の經濟社會に於ては、人を使はんとすれば、必ず何程かの經費を要することになるのである。犠牲的活動、奉仕的活動といふても限りがある。軍隊等の様に國民の義務として憲法に定められて居る如きものは別問題として、普通の場合には

そうく、國民の犠牲を強ふることの出来る譯のものでない。従つて前に述べた機關の活動は一應之を經費との關係に於て觀察するの必要を生ずるのである。中央機關、道府縣機關及市町村長に就いては、別に其の經費關係を云々するの必要もなからう。問題は調査の直接の衝に當る調査員に關する經費に在るのである。農林省統計報告規則に於ける調査員は現在十二萬七千人であり、昭和四年の農業調査の際の農業調査員は十七萬五千人あつた事は何れも前述の通りであるが、之等の調査員は所謂名譽職であつて、自身夫々生計を營む爲の職業を持つて居る人達である。此の様な人達に勞務を提供せしめるが爲には、其の勞務の提供により其の人の蒙れる有形無形の損失を補償してやる様にしなくては、之を充分使役することは困難である。農林省統計調査の調査員は此の點に於ては、甚だ恵まれて居らないのである。調査員の受ける手當額は最近に於て年平均十三圓位にしかなつて居らない。之だけの手當で其の調査すべきものは表の數にして五十五もあるのである。一表當にすれば二十錢位にしか當らない。即耕地統計の調査に依つて調査員の受ける報酬は、極端に云へば二十錢にしかならぬといふことになる。

昭和四年の農業調査に於ては、農業調査員は平均十一圓の手當を受けて居る。二十錢の手當！其の調査員の活動に及ぼす影響に至つては云はずして自ら明である。

直接耕地統計調査の衝に當る機關の構成並に其の活動の重要な客觀的條件としての經費に就いて攻究したる我等は、次に調査の目的物たる耕地に就いて、之を正確に把握することの難易が如何なる點に存在するかを更に攻究することを必要とする。

我國の耕地統計に於ける耕地大量の構成單位は、一筆の耕地と見るべきものであることに就いては前にも述べた通りであるが、この單位耕地は大きさ即面積を異にするので單に數へるのみでは意味をなさず、之を測定せねばならない。然るに我國の耕地は不整形なものが多く、この面積を正確に測定することは、精密な機械と相當高度の技能とを必要とする。測量機械と測量技術とである。我國内の總ての各單位耕地の面積を測量することは、此の事自

身大事業であつて、多額の経費と努力とを必要とする。耕地統計調査に對して斯る事迄要求するとなれば、これは甚だ無理な事であつて先づ實行は不可能であらう。我が耕地統計調査に於ては、決して斯ること迄要求しては居らない。又耕地の所有者なり經營者が、若しも自己の耕地に就いて其の面積を知ることなくして、社會生活上何の支障もなくやつて行けるのに、統計のみが之を要求して、全耕地に就いて測量するといふ様な事は統計の社會性を無視した閑人の閑つぶしの譏を免かれぬ。各耕地の測量といふ様な事は、統計調査以前に別個の目的から行はれて居ねばならない。然るに我國の耕地に就いては地租賦課の必要上、明治七年から同十四年に亘つて各耕地に就いて一應面積を測定して、之を土地臺帳に明記したのである。土地臺帳に記載せられて居る土地は獨り耕地に限らず山林原野を始め所謂民有地全部に亘るものであるから、之等總ての土地は明治初年に於て一應測量せられて居る譯である。其の後土地に移動のあつた事は勿論であるが其の移動の都度當該土地の所有者は之を届出でることになつて居り、土地臺帳は届出に依つて之を加除訂正して置くべきことになつて居るのであるから、この事が完全に實行せられて居るものとすれば、耕地各單位の面積は何時でも土地臺帳に據れば、明確に判明する譯である。所が實際は右の届出が必ずしも正確に行はれて居らないのと、更に明治の當初に於ける測量自體にも往々不正確なるものがあり爲に土地臺帳に於ける面積が常に必ずしも事實有りの儘を表現しない結果になつてゐる。

併し統計調査に於て、土地臺帳の作成に當つて實施せられた測量より以上正確な測量を全耕地に付て實施することが不可能とすれば、改善の方法としては、各耕地單位の個々の面積は一應土地臺帳の面積を利用することも止むを得まい。勿論土地臺帳の面積を利用すること、土地臺帳に據る第二義統計とは同一ではないのであつて、土地臺帳の面積を利用することは其の儘、土地臺帳の田畑面積の合計を作成することではない。利用するといふことは自己の判断に従つて、其の正しとする場合に於て之を用ふることを意味する。

農林省統計の耕地面積表には特に「土地臺帳面の地目面積の如何に拘らず實際の面積に付調査すべし」(同表注意

第一號)とあり、之だけを見れば、如何にも土地臺帳を離れて、實際に面積を一々測量せばならぬ様であるが、前にも述べた様に、僅かの経費で以つて、耕地各筆の面積の測量をすることを調査員に望むといふことは餘りに非常識なことであるから、此の注意規定は決して右の様に解釋すべきものでない。土地臺帳面の地目面積如何に拘らずと云ふのは、土地臺帳面其の儘を集計するものに非ず、別言すれば所謂土地臺帳に據る第二義統計に非ずと云ふ意味であり、土地臺帳面の地目面積を一應参考として利用することは、現在の状態の許に於ては寧ろ望む所であるといふべきであらう。而して實際の面積に付調査すべしとあるのは耕地各筆の面積を新に實地測量をせよといふに非ずして、各土地が耕地なりや否や、又耕地なりとすれば田であるか、畑であるかに就いては實地の觀察に基いて之を決定すべきは勿論であるが、實地觀察の結果耕地と決定した土地に就いての面積は一應土地臺帳面にある面積を調査員が實地に目測なり、其の他の方法で知得したものと照合し、土地臺帳面記載のものが明に誤であると判明した場合に於て、始めて土地臺帳面の地目面積を採らず調査員の測定結果を利用するといふ程度に過ぎないと思ふ調査員の採用し得る測量方法は目測、或は精々歩測程度の極めて粗雑なものに過ぎないであらうから、斯る方法で以て發見することの出来る土地臺帳面の面積の誤は相當大なる誤でなければならぬ。實際の面積が一段歩あるものが臺帳面で五畝となつて居るとか、或は六畝、七畝となつて居る場合に於ては臺帳面の誤なることを發見出来るであらうが、之が八畝となり九畝となるに従つて其の判定は益々困難となる。何割位の誤差ならば發見出来、何割位から發見出来ないか、之は一概には言へまいと思ふ。觀察者の熟練と耕地の形態とに依つて異なるであらう。而して土地臺帳面の段別が假に誤なることが、わかつたにしても、之を何段何畝何歩と正確に決定することは、目測や歩測の程度では出来るものでない。長方形、正方形等の耕地ならば、歩測程度でもかなりの所迄正確にわかると思ふが、不整形の土地では目測、歩測程度で決定した面積は相當の誤差を含むものと見ねばならぬ。従つて現在の農林省統計の耕地面積表の田畑の各面積は、土地臺帳面の面積の中で目測、歩測に依つて發見せられ得る程度の誤

差が目測、歩測に依つて決定せられ得る程度の數字に訂正せられたものであると、一應抽象的に規定し得ると思ふ右の程度の正確性で現在の農林省統計は満足せねばならない。それ以上のことを要求するは、望む方が無理だと云ふことになる。實地觀察の際歩測、目測よりヨリ一層進んで、測鏈を用ふるか又は測量機を用ゆる所迄行けば、それだけ正確性を増すことは勿論である。又觀察者の技術が進み、所謂目が肥えて來て、目測、歩測が事實を撰む程度の正確になればなる程、統計の正確性が増すことも亦當然である。以上の議論は調査員が耕地各筆毎に土地臺帳面の地目面積を利用して實地觀察を爲す場合のことであるが、調査の實行に當つては、此の一筆毎の調査の實施自體が甚だ面倒なものである。耕地大量の構成單位の數がどの位あるかは詳でないが、土地臺帳の田畑の筆數は約九千四百萬筆に達するのであるから、一市町村平均約八千筆餘、農林省統計の調査員一人當にして平均七百餘筆となるのである。之だけのものを毎年實地に巡回し且つ其の面積を歩測、目測であらうと實地に一筆毎に之を實施することは仲々容易な事ではない。耕地を一通り巡回して見ることは是が非でも毎年行はねばならぬことは、統計調査の建前からして當然のことであるが、歩測、目測などに依る耕地各筆の面積の測定は一度行ふて置けば、當該耕地に移動のない限り、二度同じものに就いて測量する必要はない。この點は土地の不動性、非伸縮性に基くものであつて、調査上の利點である。昭和四年九月の農業調査が從來の農林省統計より正確性の多いと認めらるゝ一の點は、本調査に於ては、この各筆毎の面積の測定を一應全耕地に強制したに在る譯であるが、此の事は其れ以後の農林省統計の耕地面積の正確性に、前述の意味に於て大なる影響を及ぼしたものと謂ひ得る。即昭和四年の農業調査以後に於て移動のあつた耕地及右調査の範圍に洩れた耕地（都會地に於ける學校、試驗場以外の農家に非ざる者の經營する耕地にして其の經營耕地が通じて三畝未滿のもの）に就いては、其の後と雖も更めて目測、歩測等を行つて、土地臺帳面の面積を其の儘用ゆべきか訂正すべきかを決定せねばならぬにしても、耕地調査後何等の移動のなかつた土地に就いては、茲に再び面積の測定をせずとも、前の耕地調査の結果を其の儘用ゆることが出来る。此の

耕地調査の結果が其の儘用ひられる耕地の分に關して、少くとも従前のものより、それ以後の農林省統計の耕地面積表は正確化したと謂ひ得る。併し昭和四年の農業調査の機關は臨時に設置せられたものであり、且つ農林省統計調査の機關とは別個に設けられたものであるから、農林省統計調査の機關たる市町村長若くは調査員は農業調査以後に於て、農業調査の際の各種資料を當然に利用すべき義務を負はされて居るものではないので、事實多數の市町村中には農業調査は農業調査、農林省統計調査は農林省統計調査として、之を農業調査と無關係に從來通り行つて來たものも絶無とは云はれまいと思ふが、此の點に就いては農林省としては、斯ることのなき様、充分道府縣に注意を促したのである。（此の項未完）

寄贈圖書

いしずゑ 十月號	福岡縣統計協會	局勢一斑 昭和十二年	關東局
統計時報 十月號	朝鮮統計協會	京都府統計研究會誌第三十一號	京都府統計協會
統計 十一月號	千葉縣統計協會	昭和十二年版労働統計要覽	内閣統計局
浪華の鏡 十一月號	大阪府統計協會	調査月報 第八卷第十一號	朝鮮總督府
統計時報 第十三號	徳島縣統計協會	沖繩統計 第一卷第二號	沖繩縣統計協會
鳥根の統計 第十二號	島根縣統計協會	金融經濟統計昭和十二年十一月	日本勸業銀行調査課
第四十八回逓信省年報(六五—一九六)	逓信省	二豊の統計 第二卷第三號	大分縣統計協會
栃木縣勢要覽	栃木縣統計協會	統計の妙味	群馬縣統計協會
統計時報	秋田縣統計協會	統計 十二月號	千葉縣統計協會
北海道統計 第五十五號	北海道統計協會	昭和十一年商工省統計表	商工大臣官房統計課
縣勢圖案 第二輯	神奈川縣	兵庫統計 第八十號	兵庫縣統計協會
統計集誌 第六七七號	東京統計協會	統計界 十二月號	岩手縣統計協會



生計費指數に付て (3)

内閣統計局労働課長 水谷良一

第二 生計費指數資料の實地調査 (續)

三 調査の事項

(一) 調査項目

調査の事項は生計費を構成する商品と用務との價格である。而して調査項目には小額勤勞所得者の世帯就中勞働者世帯の現實の消費に現れる一切の商品と用務とを網羅するのが理想的であるが、これは其の種類に無限の差異があつて事實不可能なるのみならず、生計費指數の相對的性質に顧みても必要であらう。従つて調査項目の數には一定の觀點から制限を加へざるを得ないのである。

内閣統計局の調査では勞働者に關する生計費指數の編整を第一義的目標とし、副次的に小額給料生活者の生計費指數をも併せ作成しようとするのであるから、勞働者及給料生活者の現實の消費事情に基いて調査項目を選択する必要から昭和六年以降累年施行せられる家計調査の實際の家計簿の記入に現れた所に依つて商品と用務とを列舉し此等の中より左の三つの原則的標準に依つて調査項目を選択整理したのである。項目選擇の標準としては第一に勞

働者世帯の消費に於て重要な地位を占める商品と用務とを網羅することとした。これは勞働者の生計費指數を作成すると云ふ目的から出た當然の措置であらう。第二には此等の商品や用務の中で常時豊富に供給せられる性質を有するものに限つて選擇することとした。従つて假令世帯消費に於て重要な地位を占めるものでも四季を通じて豊富に供給せられないやうなもの即ち或る季節だけしか現れないもの(例へば魚介類の秋力魚、蔬菜類の胡瓜、茄子、菓子果物類の蜜柑、柿、西瓜)は之を調査項目より除外することとした。列國の經驗に徴しても果實蔬菜類は指數の繼續性を阻害すると云ふ見地から大部分生計費指數の項目表から除外せられてゐる。又嚴密に季節物とは云へないが、供給に季節的變動が多く品質と價格とに差異の著しいもの(例へば鮪、鯛)も調査項目から除外した。併し爾餘の生魚蔬菜類で勞働者の世帯消費に重要な地位を占めるものは一應指數に網羅することとした。これは個々の商品の價格の季節的變動は大部分相殺せられるものであるのと、又元來生計費其のものが季節的變動から無影響なものでなく寧ろ或る程度の季節的變動は之を指數の上に反映すべきであると考えたからに外ならない。季節物を調査より除外すると共に、一時的流行品等も成るべく之を調査に加へることを避けた第三の選定標準として選定項目は成るべく選定外項目の價格の變動をも代表するやうなものを選ぶこととした。これは經費と努力との節約の上からも、結果公表の迅速を期する上からも、當然の措置であらう。

以上の標準から選擇せられた調査項目は商品と用務とを併せて百四十八に上る。其の内譯は飲食料費を構成する項目七十三、住居費十二、光熱費六、被服費三十、その他二十七である。此等百四十八項目に付ては毎月商品又は用務の提供者に就いて其の價格を確かめるのであるが、此の外食鹽、煙草(三種)、郵便葉書、雜誌(二種)及ラヂオ聽取料に付ては内閣統計局に於て直接照會其の他の方法に依つて調査することとなつてゐるので、指數算定に用ふる項目は合計百五十六となる。此の選定項目百五十六に對する一箇月の消費額は勞働階級標準家計簿に現れた一世帯總消費額の七六%に該つてゐる。

調査項目中シャツ、洋服、男子小兒服、女子小兒服及帽子の五項目に付ては季節に依つて調査項目の種類を夏物と冬物とに取替へて調査する。即ち夏物は五月乃至九月の五箇月、冬物は一月乃至五月及九月乃至十二月に限つて調査し、五月と九月とに夏物と冬物とを重複調査し、其の價格比に依つて夏物と冬物とを連結して各項目の指數を一貫的なものたらしめようとするのである。

次に生計費に屬するものの中で負擔費、保險料、授業料は悉く調査項目から削除せられてゐる。負擔費を除くこととしたのは、我國の勞働者の大部分が免稅點内に在りと認められたからである。又保險料に付ては、通常の生命保險料は其の世帯消費中に占める割合が極めて小さくて問題とはならない。又問題となるべき健康保險料にしても、其の料金は勞働者各人の賃銀から差引かれて自由處分の出來ない額になつてゐる。其の上家計簿面の記入から見ても勞働者は健康保險醫を利用してゐる場合が相當に多く、保險給付に依つて略相殺せられるものと見て之を除外することとした。又勞働者世帯の授業料は大部分小學校の授業料であるが、これは極めて額も小さいし、又全國小學校總數二萬五千三百二十四の中で授業料を徵集する小學校は百五十二即ち二%に過ぎないから是亦調査項目から除外するのを適當と認めた。

各調査項目の價格は、特殊のものを除き、メートル法に依る單位で調査することとなつてゐる。今日各地方の小賣市場に於ける實際の取引を見るに依然として尺貫法を採用するものあり、或はメートル法を採用するものもあつて、必ずしも統一せられてゐない。併し現行法たる度量衡法の規定に依つて尺貫法は將來漸次メートル法に改正せらるべき運命に在るものと認められるので、本調査に於ても統一的にメートル法を採用することとしたのである。尤もメートル法に依る價格の徵集が困難な場合には實際の賣買に用ひられる單位に依つて報告を徵しても差支ないことになつてゐる。但し此の場合には同一項目に付ては同一調査地域を通じ一貫して一つの單位で調査すべきであつて、同一調査地域内に於て價格報告者に依つて調査單位を二三にするやうなことは之を避ける方針とした。

内閣統計局調査に於ける調査項目及其の調査單位は左表の通である。

別表

調査項目、種類及單位

一 飲食料費			二 魚介			三 肉			四 牛乳及鶏卵			五 豆及蔬菜			六 雜貨		
項目	種類	單位	項目	種類	單位	項目	種類	單位	項目	種類	單位	項目	種類	單位	項目	種類	單位
一	米麥類	一 白米 二等	一	鯖	一 斤	一	猪肉	一 斤	一	牛乳	一 斤	一	大豆	一 斤	一	干鰯	一 斤
二	白米	三等	二	鱈	一 斤	二	猪肉	一 斤	二	豚肉	一 斤	二	小豆	一 斤	二	干鰯	一 斤
三	白米	四等	三	真鱈、中	一 斤	三	鶏肉	一 斤	三	鶏肉	一 斤	三	小豆	一 斤	三	干鰯	一 斤
四	糯米	田	四	真鱈、中	一 斤	四	鶏肉	一 斤	四	鶏肉	一 斤	四	小豆	一 斤	四	干鰯	一 斤
五	片栗粉	一 斤	五	養殖	一 斤	五	鶏肉	一 斤	五	鶏肉	一 斤	五	小豆	一 斤	五	干鰯	一 斤
六	干鰯	一 斤	六	貝附、中	一 斤	六	鶏肉	一 斤	六	鶏肉	一 斤	六	小豆	一 斤	六	干鰯	一 斤
七	食麵	白	七	スルメイカ、中	一 斤	七	鶏肉	一 斤	七	鶏肉	一 斤	七	小豆	一 斤	七	干鰯	一 斤
八	小麥粉	百瓦	八	一切(半封度)	一 斤	八	鶏肉	一 斤	八	鶏肉	一 斤	八	小豆	一 斤	八	干鰯	一 斤
九	改良麥	百瓦	九		一 斤	九	鶏肉	一 斤	九	鶏肉	一 斤	九	小豆	一 斤	九	干鰯	一 斤
一〇			一〇		一 斤	一〇	鶏肉	一 斤	一〇	鶏肉	一 斤	一〇	小豆	一 斤	一〇	干鰯	一 斤
一一	鯖	真鯖、中	一一		一 斤	一一	鶏肉	一 斤	一一	鶏肉	一 斤	一一	小豆	一 斤	一一	干鰯	一 斤
一二	鱈	真鱈、中	一二		一 斤	一二	鶏肉	一 斤	一二	鶏肉	一 斤	一二	小豆	一 斤	一二	干鰯	一 斤
一三	鱈	真鱈、中	一三		一 斤	一三	鶏肉	一 斤	一三	鶏肉	一 斤	一三	小豆	一 斤	一三	干鰯	一 斤
一四	鯉	養殖	一四		一 斤	一四	鶏肉	一 斤	一四	鶏肉	一 斤	一四	小豆	一 斤	一四	干鰯	一 斤
一五	蛤	貝附、中	一五		一 斤	一五	鶏肉	一 斤	一五	鶏肉	一 斤	一五	小豆	一 斤	一五	干鰯	一 斤
一六	鳥賊	スルメイカ、中	一六		一 斤	一六	鶏肉	一 斤	一六	鶏肉	一 斤	一六	小豆	一 斤	一六	干鰯	一 斤
一七	鰹節	龜節	一七		一 斤	一七	鶏肉	一 斤	一七	鶏肉	一 斤	一七	小豆	一 斤	一七	干鰯	一 斤
一八	干鰯	改良	一八		一 斤	一八	鶏肉	一 斤	一八	鶏肉	一 斤	一八	小豆	一 斤	一八	干鰯	一 斤

六	乾物	四 菠蘿草	一庇
四	蕪	四 蕪切敷	百瓦
三	干海苔	三 干海苔	一帖(十枚)
二	昆布	二 昆布	一庇
一	干瓢	一 干瓢	百瓦
七	豆腐、煮物及漬物類	七 豆腐	百瓦
六	油揚	六 油揚	百瓦
五	茼蒿	五 茼蒿	百瓦
四	竹輪	四 竹輪	百瓦
三	加煮	三 加煮	百瓦
二	煮豆	二 煮豆	百瓦
一	澤庵	一 澤庵	一庇
八	調味料	八 奈良漬	百瓦
七	梅干	七 梅干	百瓦
六	福神漬	六 福神漬	百瓦
五	○食鹽	五 ○食鹽	三等 一庇
四	醬油	四 醬油	一立
三	味噌	三 味噌	一庇
二	味噌	二 味噌	赤 一庇
一	砂糖	一 砂糖	三盆白 一庇
九	酒	九 清酒	黃双 一庇
八	麥酒	八 麥酒	淡色 一立
七	○煙草	七 ○煙草	朝日 一箇

一四	煙草	一四 煙草	百五十瓦
一三	煎餅	一三 煎餅	百瓦
一二	羊羹	一二 羊羹	百瓦
一一	ビスケット	一一 ビスケット	ユレカ 百瓦
一〇	晒飴	一〇 晒飴	百瓦
九	キヤラメル	九 キヤラメル	ミルク(一箱二十箇入) 百瓦
八	大福	八 大福	百瓦
七	餛飩	七 餛飩	百瓦
六	林檎	六 林檎	中玉 一箇
五	バナナ	五 バナナ	臺灣 一庇
四	茶	四 茶	番茶 百瓦
三	サイダー	三 サイダー	一本
二	住居費	二 住居費	一月分
一	家賃	一 家賃	一箇
一〇	障子紙	一〇 障子紙	マニラ 一本
九	板硝子	九 板硝子	透明(縦一尺三寸四分、横一尺) 一箇
八	水道料	八 水道料	専用栓(口徑十三耗) 十立方米
七	家具及什器	七 家具及什器	食卓 枱材、拭漆、折疊(縦二尺、横二尺五寸) 一箇
六	飯碗	六 飯碗	磁器、蓋附 一箇

一五	硝子	一五 硝子	コップ家庭用、並 一箇
一四	藥罐	一四 藥罐	琺瑯、大 一箇
一三	鍋	一三 鍋	アルミニウム、薄板、共蓋、大 一箇
一二	バケツ	一二 バケツ	亜鉛メッキ鋼板、桶型、中番 一箇
一一	箒	一一 箒	長柄、漆、座敷用 一本
一〇	電氣	一〇 電氣	燈用 一キロワット時
九	ガス	九 ガス	一立方米
八	木炭	八 木炭	黒、雜丸 一俵(十五庇)
七	薪	七 薪	雜木 十庇
六	煉炭	六 煉炭	徑三寸 十庇
五	マツチ	五 マツチ	一包(十箇入)
四	被服費	四 被服費	
三	光熱費	三 光熱費	
二	衣服	二 衣服	
一	銘仙	一 銘仙	模様銘仙、著尺用 一反
二	紅絹裏地	二 紅絹裏地	一反
三	富士絹	三 富士絹	無地 一米(廣幅) 一反
四	晒木綿	四 晒木綿	一反
五	縮木綿	五 縮木綿	一反
六	染紵木綿	六 染紵木綿	一反
七	ナフトール友禪	七 ナフトール友禪	一反
八	金巾裏地	八 金巾裏地	一反
九	綿ネル	九 綿ネル	白、十番手一米 (廣幅) 一反

一五	蒲團綿	一五 蒲團綿	赤 一庇
一四	クレープ	一四 クレープ	(三十八吋) 一枚
一三	メリヤス	一三 メリヤス	裏毛、三十番手 (三十八吋) 一枚
一二	ワイシャツ	一二 ワイシャツ	白キヤラコ 一枚
一一	割烹著	一一 割烹著	白キヤラコ 一枚
一〇	モスリン	一〇 モスリン	無地 一米(廣幅) 一箇
九	綿セル	九 綿セル	一米(廣幅) 一箇
八	毛絲	八 毛絲	白、中細 一總(二オンス) 一著
七	洋服	七 洋服	夏服、背廣(既製)一著(上下) 冬服、背廣(既製)一著(三ッ揃) 男兒夏服、十歳向、通學用、霜降(既製) 一著
六	小兒服	六 小兒服	男兒冬服、十歳向、通學用、ヘル(既製) 一著
五	小兒服	五 小兒服	女兒夏服、十歳向、通學用(既製) 一著
四	夏服	四 夏服	女兒冬服、十歳向、通學用(既製) 一著
三	夏服	三 夏服	夏服帽 一箇
二	半襟	二 半襟	ウール、中折 一箇
一	足袋	一 足袋	人絹、無地 一掛
二	靴下	二 靴下	白キヤラコ、九文半 一足
三	靴下	三 靴下	ガス、短 一足

- 二九 タオル 手拭判、並 一枚
- 三〇 雨傘 蛇ノ目 一本
- 三一 洋傘 毛織子張、男物 一本
- 三二 下駄 桐張紐、男物 一足
- 三三 草履 キルク裏、女物 一足
- 三四 靴 ボツクス、黒、短靴、男物 一足
- 三五 靴 ゴム、半長靴、八文半 一足

五 其ノ他ノ諸費

- 二〇 保健衛生 二六 感冒賣藥 一袋
- 二七 胃腸賣藥 一錠(小)
- 二八 口中藥 一袋
- 二九 膏藥 一袋
- 三〇 脱脂綿 日本薬局方一包(五十五入)
- 三一 塵紙 マニラ 一束(百枚)
- 三二 石鹼 浴用 一箇
- 三三 白粉 粉 一箇
- 三四 髮油 水油 一箇(中瓶)
- 三五 ボマード 一箇(中瓶)
- 三六 齒磨粉 一袋(大)
- 三七 齒刷牙 セルロイド柄 一本
- 三八 入浴料 一回
- 三九 理髮代 刈込 一回
- 四〇 洗濯代 白キヤラコ、ワイシャツ一枚
- 四一 電車賃 片道又ハ一區

- 一四 乗合自動車賃 片道又ハ一區
- 一五 郵便葉書通常 一枚
- 一六 半紙 機械漉 一帖(二十枚)
- 一七 雜記帳 中判、有罫 一冊(二帖綴)
- 一八 封筒 長型、ハトロン一把(五十枚)
- 一九 インキ ブリユウブラック 一冊
- 二〇 鉛筆 黒、ゴム附 一本
- 二一 兎筆 水筆 一本
- 二二 ベン先 Gペン 一打
- 二三 新聞購讀料 一月分
- 二四 活動寫眞 普通席 一回
- 二五 セルロイ ガラガラ 一箇
- 二六 玩具 通俗 一冊
- 二七 雜誌 通俗 一冊
- 二八 雜誌 婦人 一冊
- 二九 ラデオ聴取料 一月分

備考

- 一 本表ニ掲グル項目中特ニ其ノ種類ヲ定メザルモノニ付テハ市町村長ニ於テ労働者世帯ノ多量ニ消費シ常時豊富ニ供給セラルベキ種類ヲ選定スルコト
- 二 本表ニ掲グル種類ニ該當スルモノヲナキトキハ市町村長ニ於テ之ニ類似スルモノヲ選定スルコト
- 三 洋服及小兒服ノ内夏服、シャツノ内クレープ並ニ帽子ノ内麥稈帽ニ付テハ五月乃至九月ニ限り、洋服

注意

○印ノ項目ハ内閣統計局ニ於テ直接調査ス

及小兒ノ内冬服シャツノ内綿メリヤス並ニ帽子ノ内ウール中折ニ付テハ一月乃至五月及九月乃至十二月ニ限り之ヲ調査スルコト

(一) 各項目に調査すべき價格報告者の數

内閣統計局の調査では各調査項目に付價格報告を徵集すべき價格報告者の數は原則として人口十萬未満の都市では三、五十萬未満の都市では六、百萬未満の都市で九、二百萬未満の都市では十二、四百萬未満の都市では十五、四百萬を超える都市では十八となつてゐる。水道料及ガスの價格は各都市とも一、電車賃、乗合自動車賃及新聞購讀料は東京及大阪では三、横濱、名古屋、京都及神戸の四市では二、其の他の市では一の價格報告者に就いて調査する家賃は人口十萬未満の都市では五、五十萬未満の都市では十、百萬未満の都市では十五、二百萬未満の都市では二十、四百萬未満の都市では二十五、四百萬を超える都市では三十の價格報告者に就いて調査する。併し各調査地域の調査貸家數としては價格報告者數の二倍を豫定してゐるから、一人の家屋所有者又は管理人から價格報告を徵すべき賃貸家屋數は平均二軒となる。此の結果全國一箇月の延賃目數は二萬二千八百五十二となる。かくの如く各項目に付多數の價格資料を徵集するのは、本調査の重要性に鑑み、中庸且適正な價格變動を明にせんが爲に外ならない。

四 調査の機關

生計費指數調査に於ける價格資料徵集の機關にする各國の制度は其の國の行政組織に依つて異なる。中央調査官廳自體が各價格報告者に直接照會を發して資料を徵集する國もあり(北米合衆國)、中央官廳の地方駐在機關(例へば地方職業紹介所長又は工場監督官)が資料の蒐集に當る國もあり(英吉利)、又市役所其他地方廳の手で資料を徵する國もある(獨逸)。

内閣統計局の調査では従來の統計調査の場合と均しく調査機關は一般行政系統に依り、地方長官は内閣總理大臣の命を承けて調査の執行を指揮監督し、市町村長が地方長官の指揮監督を承けて調査の執行を管掌することとなつてゐる。唯従來の統計調査と稍々趣を異にする點は、本調査の執行は市制第六條及第八十二條第三項の市に於ても原則として市長之を管掌し、區長には單に調査事務の一部の執行を掌らしめ得ることとした點であらう。これは専ら同一調査地域内に於ける各調査項目の品質と單位とに付能ふる限り同一性を保たんとする要求に出でたものに外ならない。直接の實査機關としては生計費指數資料調査員を市町村に置き生計資料調査員が市町村長の命を承けて價格報告徵集に當るのである。生計費指數資料調査員は府縣知事の推薦に依り内閣に於て任命せられる名譽職である。

五 調査の方法

價格資料の徵集を各地方の調査員の職務とする場合に採るべき調査の方法としては、價格報告者に依頼して調査票に記入を求める方法と、調査員が價格報告者の營業所又は住所に就いて報告を求め所定の調査票に調査項目の價格を記入する方法とが考へられる。之に付ては内閣統計局の調査では後の方法を採用してゐる。これは繁忙な商人に一々の記入を求めるよりも、寧ろ被調査者の報告に依つて調査員に記入責任を負はせる方が調査結果の正確を期する所以と認められるからである。(以下次號)



統計模範町村視察記〔十八〕

練達堪能の有力家が

村内の生産實地指導

自覺して農家の多角經營へ

準急を取手驛で乗棄て常總線の自動車に乗り込むと一隅に陣取つた年輩の男が盛んに釣の話を始め、今から寒鮒釣の偵察をして居るらしい話振りである。自動車は心地よいエンジンの響をたて乍ら寺原、稻戸井、守谷と過ぎて行く。『こきぬく』といふ呼聲に促されて下車すると目差す内

守谷まではどうしても歩かなければならぬ、鬼怒川に隔てられてバスも通はないのである。驛員に道順を聞いて靴片手に歩き出した、驛から縣道へ出て右へ折れ二三町も歩くと道は二股に岐れる、右すれば水海道、右下を過ぎて下館に行く縣道である。左は鬼怒川の玉合渡船場へ行くのである。記者がその道を一町程行つた時である。思ひもがけぬ所で突然後から聲

をかけられた、一時は余り思ひがけぬ時と所なので同姓異人を呼ぶのだらうと振り返りもせずに歩みを進めたが、二度目の聲も確かに記者の名を呼ぶではないか、振り向けば蠶糸課の河合農林主事ではないか。

『やア、之は思ひがけぬ所で……よく判りましたな』と挨拶をすれば河合主事は

『菅生に戦死者の村葬があるのです、知事代理で参列するのですが……どうも後姿が似てゐるので聲をかけて見たのです、ほんとに偶然でした、どちらまでですか』

と追いつく。それは旅といふ程のものではないが、それにしても思はぬ所で道づれを得る程嬉しい事はない。畑道を過ぎて鬼怒川河原に辿りつく頃には好晴無風に恵まれてやゝ汗ばむ程だつた。船賃を拂つて乗つた渡船、幾年振りか恐らく中

學時代の徒歩旅行に那珂川上流の渡船に乗つた時から考へれば渡船の味にひたるのも二十余年目であらう。

小絹驛から廿四丁

の道も河合主事と語り歩けば小一時間も要したらう。縣道に沿つた右側の家の所に十數人の男女が集まつて居る。何事だらうと近づけばその家が内守谷村役場なのである。河合主事と別れて役場に刺を通すれば統計主任の兼子作治氏が迎つて呉れる。役場に集つた人達は郡農會の斡旋による兎の買上げださうで此の日も六百羽以上のものが二百余羽も取引されたのである。一体内守谷村は純農村で飲食店すら一軒もないといふ村である。數年前迄は從來の單一經營でやつて來たので地租の納税額から見れば二千二百圓九錢といふのだから差して貧弱とも思はれないがその内容は不在地主が四割四分も負擔して居るといふので決して樂な財政ではない、戸數が僅か二百六十戸なので一戸平均の納税負擔額は十七圓三十五錢といふ多額により従つて村民の懐具合も苦しく疲弊する一方なので農家が茲數年來自覺して從來の單一經營から多角經營へと改善する様になり、それには資金がかゝらず女子供でも管理が出来るといふので兎の飼養に手を染め今では普通の家兎が一千羽を越える様になり、更にアンゴラ兎を飼養する家も殖えて今では百羽以上飼養する家が數軒を數ふる様にな

り、それらは一年に一羽二圓以上の純益を収めて居るので、殖える傾向にある相だ。

内守谷の沿革は

明治二年迄は徳川氏が領して居たが明治三年廢藩置縣の際には葛飾縣に屬し、明治四年に葛飾縣が廢されて印旛縣に屬し、明治六年六月はそれが廢されて千葉縣に屬したのであるが明治八年五月に相馬郡が利根川を界とし南北二郡に分割され利根川の南を南相馬郡といつて千葉縣に屬し、北を北相馬郡と稱へてこの時から茨城縣に編入されたのである。大小區劃の制度が布かれた際は第九大區一小區に屬し、明治十一年十二月大小區劃を廢し郡役所を手に置かれ其所管となり、明治二十二年四月町村制が實施されるに當つて聯合村だつた坂手村と分離し獨立した自治体内守谷村となつたのである。其の面積は東西二十三町、南北二十四町で〇・三五六方里あり、之を細別すると大体田が百二十八町三段七畝十七步、畑が百六十四町八段九畝二十四步、山林が百六十九町九段五畝三步、原野が五十町九段八畝といふ事になつてゐる。人口は昭和十二年が男七百九十一人、女七百七十人、計一千五百六十一人で出寄留が男三百十人、女二百九十四人、計六百四十四人といふのに比し入寄留は男二十二人、女十八人、計四十人である、之は耕地に恵まれず、さればといつて他に目星しい仕

事もないので自然東京や千葉縣あたりに出稼する人が多い爲で十年前に比し人口が殆んど増加しないのも之が爲である。



【明説眞寫】 向つて左から兼子統計主任書記 新井村長 中董助役 濱野收入役

戸で生産總額は十三萬四千七百餘圓で其の主なるものを挙げれば

米五萬八千八百八圓、大麥八千三百八十八圓、小麥二萬一千九百九十六圓、大豆二千三百九十四圓、粟一千六百六十圓、甘藷二千七百九十一圓、里芋一千六百五十圓、收購一萬四千三百三十二圓（春蠶七千五百六十四圓、夏秋蠶六千七百六十八圓）木炭一千六百六十七圓、煙草一萬四百圓

といふ狀況で此の外に畜産として鶏は成鶏一千二百二十七羽、雛一千八十一羽、産卵四千二百二十五圓、馬五十七頭、豚百二十七頭、牛十四頭等が數へられる。之等の統計を取纏める統計調査員は何れも

練達堪能の有力家

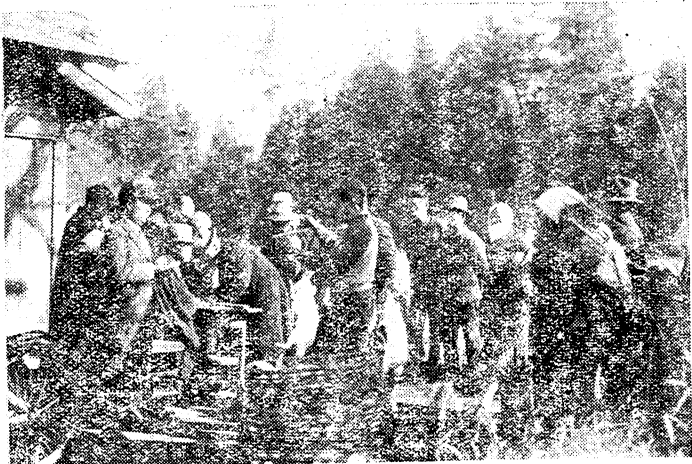
で調査區を五區に分けて居るが三名は十二年も勤續して居るといふ村内の有力家揃ひで其の顔觸れは

調査區	勤續年數	氏名	年齢
第一區	二年	兼子作治	(四六)
第二區	十二年	小磯甚三郎	(六一)
第三區	十二年	鈴木平作	(五九)
第四區	一年	長山寅五郎	(五〇)
第五區	十二年	瀬崎作治	(七〇)

戸數二百六十戸の内二百五十四戸を占める農家の狀況を見る
と自作農五十三戸、小作農百三十五戸、自作兼小作農六十六

以上の諸氏で第一區の兼子調査員は村の統計主任を兼ねて居り小磯、長山兩調査員は村會議員、鈴木調査員は土木委員、

瀬崎調査員は元村會議員で今は樂隱居の身分だが統計調査にかけては壯者を凌ぐ元氣さで何れも村内の長老格である爲でもあらう統計調査の成績は年輩を超越して見事なものである。毎月一回調査員會を開いて調査事項の合議や指示事項の研究をして居り村豫算に計上されて居る統計費も百四十九圓の少額で調査員手當は十三圓、米生産調査手當三圓を加へても年額僅か十六圓に過ぎず他町村に比較して待遇は劣つて居るとも優れて居るとはいへず、その他に格別の優遇方法も講じられないが献身的に統計調査の爲に奔走する努力は村民から尊敬の的となつて居る。之も村が小さくて纏まりがよいといふ一面が手傳つて居るからだともいへるが村役場なども僅か四人の定員で書記一名といふのは縣に町村中にも筑波郡長崎村を除いては他に類がないのではあるまいか、だからその分擔事項も



【明説眞實】 兎の共同販賣

村長新井芳之助(學務、勸業、土木、社會事業) 助役中壘本吉郎(戶籍、兵事) 收入役濱野豊能(會計、稅務) 書記兼子作治(稅務、勸業、統計、經濟更生)

といふ具合で一人二役も三役も兼ねる千兩役者以上の働き振りで忙しい仕事にぶつかると文字通り總動員で處理しなければ間に合はぬとの話で農會書記細谷半之助氏までがお手傳を仰せつかるとの事である。新井村長は明治二十八年始めて村長に就任して以來中間一二回抜いた事はあるが兎に角約三十年勤続して居る村の元老でもあり生字引でもある、中華助役は九年、濱野收入役は十四年、細谷農會書記は十二年といふ何れも永年勤続者で村の仕事は帳簿などを引繰返さなくてもすつかり頭の中で整理され何某の資産は幾ら、誰の嫁は何處から来た、あの家は家族は何人で年は幾才と幾才だと直ぐ判る程である。それに昨年改選された村會議員十二名も流石に諄な純朴農村だけに黨派的感情や政黨色などといふものは微塵もなく理事者と提携協力して村政を圓

滑に運用して行くので殆んど問題などを起した事がない相である。それにも一つ

この村の誇りと誇る

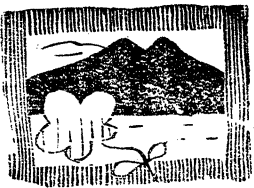
のは僅か七學級で收容兒童二百七十五名に過ぎない内守谷尋常高等小學校ではあるが不就學兒童は一人もなく經營優良校として縣から推稱され他町村から視察に來るものが多い事である、従つて男女青年團や青年學校なども成績は極めて優良で表彰を受けてゐる。村の總豫算一萬三千四百七圓のうち七千八百三十三圓の巨額を教育費に充て、子弟の薰育に馬力をかける村當局や學校理事者の處置も誠にむべなる哉といふべきであらう。従つて指導宜しきを得て學童は勤勞をいとせず農業實習の外に學業の余暇を割いて岡見校長始め職員一同の

教導に従つて農耕に従事しその利益を積立て、兒童が修學旅行に出かけるといふ風を樹て既に毎年實施して居るとの事である。兼子書記が『折角おいでになつたのですからアングラ兎を視察して下さい』と促されるまゝに百羽以上飼育して居る家を二軒訪問した、一軒では丁度毛を刈つて居るところで生後六ヶ月だといふが一羽平均十二匁を刈り一年には五六回刈り取れるといふから一匁五錢として年に約三圓を賣上げ、飼料は一日二匁位だといふから差引二圓位の手間にはなるとの話して女子供の副業としては手頃なものだと飼養者が殖えて行く相だ。暮れるに早い冬の日さしは傾きかけたので鬼怒川渡船場で兼子書記と別れ歸途についたが、その玉合渡船賃は三錢だが年收七百圓となり村財政を助けてゐるとの話である。

を事知間狹 戴推に裁總

本會總裁林信夫本縣知事は一月十一日附を以つて新設厚生省衛生局長に榮轉し後任に内務省衛生局長狹間茂氏が本縣知事に來任したので本會々則の定むるところにより狹間本縣知事を總裁に推戴した、狹間新總裁の略歴は左の如くである。

狹間茂氏は岡山縣出身大正八年東大英法科を卒業後直ちに内務省に入り、更に和歌山、神奈川兩縣理事官を歴任、再び内務省に入り大臣官房人事課長、社會局社會部長兼職業紹介事務局長を経て内閣の時衛生局長に拔擢され今日に及んだものでアイヌ保護法、救護法等の改善に努力し又醫療救護、保健行政の擴充に力を注いだ本年四十七歳の働き盛りである。



五十萬圓の負債を

償還して更生した村

百二十町歩の受持区域の踏査に 夏は汗だく冬は霜を踏んで活躍

より通らないといふのも無理からぬ話である。とつまらぬ事に感心して居ると自動車は止まった。左手の小高いところに武田村役場がある。

武田村の地勢と沿革

行方郡武田村は東西二里十八町、南北一里十八町で東は北浦に面し、西北は武蔵野原に接し、西南は要村、津澄村に接してゐる。各部落共人家が接續して居り往來は頻繁ではないが交通の便もバスによつて各地に通じられる。地味は肥沃で水田、畑地、山林、原野に富み、米穀、薪炭等が主な産物である。應永二年武田信玄の一族武田七郎五郎信久が甲州から來て此の地に築城したが天正十九年九代の孫武田淡路守信房の頃になつて衰運に逢ひ遂に佐竹氏の爲に亡ぼされた、武田氏の居城だつた神明城趾は今を見るに由もないが武田の姓が

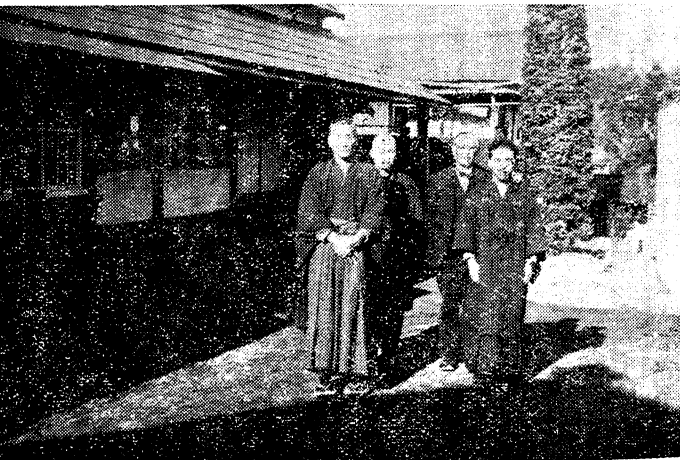
北浦湖畔の武田村

北浦湖畔の行方郡武田村の視察に出かけたのは暮も押迫つた舊臘二十三日である。銚田に着くと一時間半も待たねばバスの連絡がないといふ。そして歸りは午後二時を遅れると乗合の便がなくなるとの話なので考へさせられた。折角遠い所を來ていゝ加減な調査や視察をするのも心許ない、さればといつて一時半も馬鹿待ちをさせられたのは其の日歸りの視察日程としては無理である。止むを得ずハイヤーを雇つて飛び出した。銚田町を出はづれた縣道は右に岡を控え、左は北浦に沿つて快晴の冬日を浴びてドライブにはもつて來い。公魚漁に用ふる帆曳網を干してある風景などは得がたい眺めである。千葉縣へ通ずる縣道から右へ折れ細い道に入つた。成る程こんな道では交通量も少く従つてバスが一日に二度とか三度とか

村名として残されて居るのは感慨深いものがある。往昔から常陸國行方郡に屬して舊兩宿、内宿、小貫、次木、成田の五ヶ村はもと武田村と稱し武田郷に屬してゐたが寛永二年分離して今の五ヶ村となつたものである。兩宿はもと市宿、古宿の二宿であつたが其の際合して一村とし、舊三和、長野江の二村も武田郷で三和村は元穴瀬、金上、帆津倉の三ヶ村であつたが明治十一年合して一村となつたもので三和といふのは三村合併の意を表はしたものである。以上の各村は明治五年區戸長の制が出来た時一小區の内にあり同十一年郡區編制により二聯合に分屬し、同十七年區域改正により又合して一行政區となり武田村と稱し今日に及んだものである。

村役場の陣容と産業

既に二期勤続する村長齋藤三郎右衛門氏と學事の事務を擔當する助役内田隆三氏は共に不在で親しく村の状況を聞く事が



【明説眞寫】
前(左列)小貫實記(右同)田島書記
後(左列)久保書記(右同)木村收役

出來なかつたのは残念である。會計を司る收入役木村綱三氏は堅實な執務振りであり此の日も納税納入期にあるので午後二時頃から三里余の道を自轉車で銚田まで往復しやうといふのである。二十二年勤続の書記青木淺治郎氏は戸籍、庶務十年勤続の書記島田靜夫氏は兵事、社會、十五年勤続の書記小貫三郎氏は産業、統計、書記久保繁藏氏は税務、書記高柳衛氏は衛生といふ分擔で何れも村民の信望を荷つて居る同村の産物は産額一千圓を越えるものだけをあげても十一年度の年産總額四十四萬七百六十六圓に及んでゐる。武田村の特産といふのは薬製品で菰、蓆、吹、繩等が農家の副業として製産され始めは農家が窮余の策として手間仕事の程度であつたが今では機械を利用して中には殆んど或る期間に專業的といつてもよい程に發達し十二年度は水稻の出來もよかつたのと相場が高くなつたので産額は遙に多額に上つてゐるだらうと想像されてゐる。十一年度の一千圓以上産物をあげると左の如くである。

北浦漁獲物一千二百六十六圓△蔬菜花卉三千八百十六圓△竹製品五千九百圓△藜製品五千六百九十圓△林野産物(薪炭)一萬二千四百二十圓△各種工産物一千七百圓△大麥一萬五千七百四十一圓△裸麥三千七百八十圓△小麥三萬六千二百圓△菜種三千二百二十四圓△春蠶二萬九千二百二十五圓△鷄一千九百四十四圓△鷄卵八千七百八十七圓△製茶二千五百二十圓△胡麻二千四百七十圓△夏秋蠶二萬二千六百六圓△園藝農産物花卉一千三百六十一圓△米二十五萬二千七百九十九圓△食用農産物三萬百三十七圓

戸数人口と諸負擔額

武田村の戸数は六百二十六戸で職業別にすれば農業五百二十四戸(地主一、地主兼自作九九、自作八八、自作兼小作一二七、小作二〇九)工業十二戸、商業三十三戸、公務員及自由業十八戸、雑三十八戸で人口は男一千七百三十九人、女一千八百一人、計三千五百四十人で之を本籍人口に比較すると本籍人口が男二千五十八人、女二千七十九人、計四千三百三十七人であるから結局五百九十七人が他町村へ移出して居る譯である。諸負擔は國稅五千八百四圓十七錢、縣稅一萬一千九百九十七錢、村稅が一萬二千三百一十一圓二十六錢で村農會費一千八十九圓を加へて總計三萬三千四十四圓四十錢である。之を現住一戸平均にすれば四十八圓五十錢となり、現住一人平均八圓五十六錢であるから縣下の平均額現住一戸當五十六

で年に八回位協議會を開いて統計調査の打合せをし毎年生産統計調査出入明細表といふものを考案作製して各種生産物毎に記帳して置くのなどは他町村に見ぬところで用意の周到さを窺ふに足るものである。武田村の統計費は總額二百八十五圓で調査員手當は一人十四圓、米生産調査手當六圓五十錢を加へて年額二十圓五十錢でその他に特別優遇方法も講ぜられてゐないところを見れば他に比して決して優遇されてゐるとはいへないが調査員のハリキリ方は大したもので小貫主任と協力して手當を投げ出し優良町村の視察に出かけ様と計劃をたてたが昨年は事變の關係から中止し未だに實現を見ないで居る。第七區擔當の東野喜一氏は事變に應召してゐるが各調査員が協力應援して各種の調査は遺憾なく遂行されてゐる。

應召援護と更生策

事變といへば同村では軍人後援會を結成し千二百七十圓の豫算をあげて應召に際しては一戸三圓の餞別を贈り出征者には時折慰問品を送り男女青年團員が一戸二十名宛出勤して收

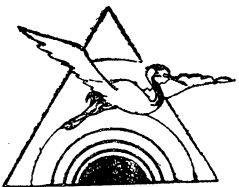
圓九十三錢、人口一人當十圓二十錢から見れば何れも負擔額は輕少な譯である。所得稅納稅者は二十六人あり、その總額は七百五十四圓六十三錢でその平均納稅額は二十九圓二十四錢であるが最高納稅額は二百五十二圓七十五錢であり最低納稅額は二十五錢であるから相當の懸隔があるのは舊來そのままに動きの少い純農村としては止むを得ない所であらう。

統計調査員の活躍

此の村では全村を十區に分けてそれごと統計調査を行つてゐるが武藏野原陸軍大砲射的場の跡はその敷地が四百八十町歩もあつたので明治四十二年に拂下げとなつたが現原、手賀玉造、玉川、要、武田の六ヶ村に分屬された程でさういふ關係からでもあらうか畑一筆が八町一反二畝六歩もあり十二人で耕作しゐるのもあるといふ始末で一筆五六町歩といふのはザラにあり第十區などは受持區域が畑間二十町歩といふ廣さ第一區は田が四十町歩といふのだから統計調査なども夏は汗ダクで馳け廻り秋から冬へかけては朝には霜を踏んで家を出で夕には星を見なければ歸れないといふ忙しさである。調査員の顔觸れは

調査區	勤続年數	氏名	年齢
一	四年三月	境 氏	(四〇)
二	三年九月	柳 町 久 男	(三八)
三	七月	平 野 毅 夫	(四三)

種、畑の耕作、諸掘りなどは自分の田畑を後にし應召遺家族の分を先にし行届いた援護をしてゐる。一体に人情が醇厚な農村だけに義理張りなどは行過ぎる程でそれが爲に冠婚葬祭の費用が生活を苦境に追ひ込むといふ程度まで富んで居たが昭和三年御大典を記念して隣接津澄、要、秋津三村と協議のうへ組合村生活改善必行規約を作り虚禮を廢して輕佻浮薄、驕怠に傾き易い民心を引緊めて剛健質實な農村特有の美風を涵養するに努めて生活の改善を圖り昭和八年更生指定村となつた當時は約五十萬圓の負債があつたのを今日では殆んど償還して村民は債鬼からのがれて朗かな生活に樂しむ状態になつた。又統計協會行方郡支部では今頃事變の會員應召者を各村毎に慰問し遺家族の援護に萬全を期して居るなどは誠に至れりつくせりの施設といふべきであらう。同村から出た名士としては舊臘勇退した皆川前東京控訴院長があり其の祖先が開基した本原山自性寺は今も尚ほ皆川家の人達によつて回向されて居り浦和檢事正を勤めた從二位勳三等男庭善之助氏、神戸農工銀行頭取久米孝藏氏、元代議士河野正義氏などの名は未だに忘れられないであらう。大字小貫は日本武命が東夷征伐の御誓らく此の地に留まらせ給ふたといふ遺跡、又大穴は住昔寸津此命が住せし所といふ傳説もあり穴居時代の名殘を偲ぶものとされて居るが共に昔の面影をとゞめず開墾されたり山林となつたりして居るので現場の視察をやめ午後三時過ぎ待たせておいた自動車の人となり更生發展の武田村に幸あれと祈り乍ら歸途に就いた。



本年早々施行される

臨時勞働統計實地調査

舊臘主任官會議で指示協議 本縣から川崎統計課長出席

昭和十三年臨時勞働統計實地調査令に基く地方統計主任會議は舊臘二十三日午前十時から内閣統計局に開催、本縣から川崎統計課長が出席して

(一)調査工場又は鑛山の範圍 (二)技術者の調査 (三)紡織工業を營む工場の調査 (四)軍需品製造工場の調査 (五)地方事務の進捗 (六)準備調査 (七)勞働調査員及勞働副調査員の推薦 (八)勞働調査員の擔當範圍 (九)勞働調査員の勞働副調査員分擔範圍指定 (十)調査從事員の指導訓練 (十一)調査從事員の秘密厳守 (十二)調査員の記入方法 (十三)調査票の検査 (十四)調査書類の管守 (十五)調査書類の提出方 (十六)調査書類の提出期限厳守 (十七)地方に於ける調査結果集計公表

以上各種の指示を受け午後是指示事項に關する説明あり、二十四日は重要物資在庫數量調査規則施行、貿易業調査規則施行、商工統計功勞者の選奨、重要資源の機密保護、陸海軍秘

轉職又は非轉職の別(C)就職の経路(H)當該職業に従事する年月數(イ)賃銀(ト)一月の實勞働時間(A)一月の實際勞働日數(B)一日の所定就業時間(C)一月の超過勞働の回數及其の時間合計(D)一月の短縮勞働の回數及其の時間合計(E)一月の實勞働時間總數で地方統計主任官會議に於ける内閣書記官長の訓示は左の如くである。

本日諸君ノ御參集ノ機會ニ當リ、一言所懐ヲ申述べタイト存ジマス。今ヤ帝國ハ非常ノ時局ニ遭遇致シマシテ、舉國一致難局ノ打開ニ粉骨碎身致サネバナラヌ秋デアリマス。皇軍ノ果敢ナル行動ハ寔ニ神速ナル戰果ヲ收メ、遂ニ南京ノ陥落ヲ見タノデアリマス。之備ニ御稜威ノ然ラシムル所デアリマスガ、又忠勇無比ナル我軍ノ奮戰ニ依ルモノデアリマシテ、國民ノ擧ツテ感謝感激ニ堪ヘナイ所デアリマス。然シ乍ラ、幾多ノ困難ハ、寧ロ今後ニ在ルノデアリマシテ、國民ハ南京ノ攻略ヲ契機トシテ、益々國民精神ヲ振起シ、今后國ノ内外ニ如何ナル困難ノ起ルコトアルモ、又抵抗ノ如何ニ長期ニ亘ルコトアルモ、毫モ之ニ動ズルコトナク、帝國ノ崇高ナル目的達成ニ邁進致サネバナラヌデアリマス。此ノ秋ニ當リ、官ニ職ヲ奉ズル者ハ、終始緊張ノ精神ヲ以テ全力ヲ擧ゲテ其ノ本分ヲ盡シ、國家ニ貢獻致サネバナラヌデアリマシテ、本日ノ機會ニ於キマシテ、此ノ點ニ付諸君ノ一段ノ覺悟ヲ切望致ス次第デアリマス。

扱テ、事變下並ニ事變后ニ於キマシテ、計畫樹立ヲ要スル對策ハ極メテ多イデアリマシテ、其ノ基礎資料タルベキ各般ノ統計ヲ改善整備致シマスコトハ、現下ノ要務デアルト信ズルデアリマ

密工場の取扱方、工場調査中事變應召者の取扱方、其他に關する協議あり、川崎統計課長は二十五日歸廳したが本調査は本月二十日を以つて準備調査を施行し二月十日現在により常時五人以上の勞働者を使用し又は五人以上の勞働者を使用する設備を有する工場又は鑛山は擧げて之を調査するもので其の範圍は

(一)工場又は鑛山の名 (二)工場又は鑛山の所在地 (三)事業の種類 (四)工場法の適用又は非適用工場の別 (五)勞働者現在數 (六)就業時間(イ)一日の所定就業時間(ロ)一日の所定休憩時間(ハ)一月の所定休業日數(七)就業狀態(イ)毎月の雇入及解雇勞働者數(ロ)毎月末日現在勞働者數(ハ)毎月の實際作業日數(ニ)毎月の實際就業延人員(ホ)毎月の一日平均超過又は短縮就業時間(ヘ)毎月の一日平均實勞働時間(ハ)應召勞働者數(イ)氏名(ロ)男女の別(ハ)出生の年月日(ニ)就業事情(A)當該工場又は鑛山に就職の年月日(B)

ス。諸君ハ之ニ鑑ミ、現存ノ統計ノ正確化ニ一層意ヲ用ヒラレマスルト共ニ、新ニ計畫セラレベキ諸般ノ統計調査ニ就テハ、調査ノ目的ヲ充分ニ理解シ、適切ナル方途ヲ工夫シテ、正確ナル統計資料ノ蒐集等ニ萬全ヲ期セラレントヲ希望致シマス。此度特ニ諸君ノ會合ヲ願ヒ、打合ラ煩ハシマスル臨時勞働統計實地調査ハ今次事變下ニ於ケル勞働事情ノ變動ヲ明白ニ致シマシテ、之ヲ以テ事變后當面ノ重要問題デアリマスル所ノ勞働復員ノ基本資料トシ、又事變下並ニ事變後ニ於ケル勞働對策ノ資料ヲ整備致シマスルモノデアリマシテ、政府ハ其ノ重要性ニ鑑ミ、第二豫備金ノ支出ヲ仰ギ、取急ギ實施致スコトニ相成ツタノデアリマス。諸君ハ本日ノ會議ニ於キマシテ、充分協議ヲ重ネラレ、當局ノ意ノアル所ヲ體セラレテ、急速ニ調査ノ準備ヲ進メ、調査實施ニ萬遺漏ナキ様手配セラレントヲ希望致ス次第デアリマス。

新春に際して

武田村調査員 埴 則廣

今や國を擧げて國難非常時局に直面する秋吾等統計にたづさはるもの責務の愈々重大性を感ぜられる。統計事務たるや煩雜多岐、趣味的感興を有するものではない併し戰時體制時局下に於て其の重要性を思ふとき、馴れぬ百姓の太指にペンを走らせ統計奉國の達成を炯せんとするものである。

縣下三千の調査員同志よ、起ちて鞭打ち、非常時迎春の初頭に際し茨城統計名譽向上の爲健闘を誓はんとす、敢て拙き一片の叫びを記す所以である。



道場統計調査の栞 (19)

重大責務の遂行に

従軍の意氣を示せ

★統計事務の効果を遺憾なく發揮★

日支事變に伴ひ縣市町村吏員及調査員共に重大任務に就く者を生じ目まぐるしい忙しさの内に昭和十二年は過ぎた。事變對策、今後の國策と各種の統計が各所各様に利用せられるのであるから我等統計事務に従事する者の責任は一層増大するに至つた。全く眞に我々の仕事は百パーセントに國家に御役に立つときが來たのだ。如何に手不足でも如何に事務が殖えても如何に忙し

くても我々が一心に働かねばならぬ時が來たのだ。今我々の同胞は寒氣に耐へ凡ゆる困苦缺乏を忍んで聖戦に奮闘して居るのだ。何に依つて國に盡すも同じことだ。従軍の意氣を以て統計報國に邁進しようではないか。

春季調査の作物と果實
其の調査期及報告期

作物の種類		調査期	報告期限
燕	麥	自三月	五月十日
裸	麥		
小	麥		
大	麥		

ナタネ	自三月	六月十日
エンドウ	自五月	
ソラマメ		
ジャガイモ(春播)		
タマネギ		
キャベヅ(秋播)		
イチゴ		
カブ(春播)		
大根(全)		
ツケナ(全)		
ホレン草(全)		
キ(備後蘭其の他)		
七島蘭		
コリヤナギ		
モクシユク		
ソラメ		
ソラメ及エ		
青大豆		
其他		
根	六月末日	七月五日
桑		
中		
立		
茶		
ネーブル		
オレンジ		
ナツミカン		
其他の柑橘		
實果		
收穫時期	八月三日	

一、二、三月報告表の注意

一月、二月中及三月十五日迄に報告すべき諸表の内注意すべき事項の主なるものを擧ぐれば次の通りであります

■水産業者

(市町村報告期一月末日限)

調査の時期は毎年十二月末日現在であります。が季節的に従事し年末に従事しない場合でも其の年中に實際に従事したる者は其の年末現在に加へ調査するのであります。水産業者は實際に漁撈製造に従事する十五才以上の者に限るのであります。右以外の者は假令水産業の經營に密接な關係を有する者でも水産業者と見るべきものではありません。

又業主なりや被用者なりやは各個人に付業務を主宰經營するか又は業主の下に於て事務、技術若しくは單に勞務に従事するやに依つて區別すべきものと

であります。

尙調査に當つて其の對稱となるものは其の地に居住する個人であります。から法人、團體、本店、支店等を、或ひは又其の所在地を顧慮する必要はありません。

■漁船

(市町村報告期一月末日限)

本調査に於て漁船とは
(イ)漁業に従事する事を目的とする船舶。
(ロ)漁場に於て自己の漁獲物の處理製造に従事する事を目的とする船舶
(ハ)漁場より自己の漁獲物又は其の製品を運搬する事を目的とする船舶を謂ふのであります。右の構造、形態の如何を問はず右の三用途に使用せらるるものは凡て漁船として各其の船籍所在地の市町村に於いて調査するのであります。

新造船は其の年内に竣工したるものと

を、廢用船は漁用に堪えず其の年内に

使用を廢したるものを調査するのであります。前年現在船數に本年中新造船、廢用船を加除する時は本年現在船數に一致する筈であります。此の点特に御注意願ひます。

若し船体改造、他町村との間に於ける賣買等に依り一致しない場合は其の旨を備考に記載して下さい。

■遭難漁船

(市町村報告期一月末日限)

船籍所在地の市町村に於て其の年中に發生したる遭難の事實に付調査するのであります。勿論臨時報告として提出済の分も含むのであります。

■水産物

(市町村報告期一月末日限)

調査事項の發生が一般農産物等と異なり連続的であります。から常に漁獲の狀況に注意し月計表の如きを作成し順次調査を進むるのも調査の正確を

期する一方法であると思ひます。

又調査原簿は當業者を洩れなく登載し移動ありたる場合は直ちに加除し常に正確を保つ様希望致します。

沿岸漁獲物 年末現在に於て一ヶ

年間に於ける總採捕數量及價額を當業者毎に調査するのでありますが本表に該當すべき事項あるときは必ず水産業者表の淨撈の本業か副業かの孰れかに掲載される筈で互に相關聯すべきものでありますから御注意願ひます。

調査の場所は原則として漁撈者の住所々在地の市町村に於て調査するのでありますが一時他町村に居所を移して漁業に従事する場合には其の屬する市町村に於いて調査し此の場合寄留手續の有無は問はず事實に依るものであります。

遠洋漁業 遠洋漁業は其の地方に於て沖合又は遠洋と認むる場所に於て五噸以上の船を以て沿岸と關係交渉なく漁撈をなすものを指すのであります

中又は破算手續中の會社は調査の要はありません。 會社票の調査の際に往々事業不振とか未決算を事由として會社票の提出を怠り又は資本金並損益關係事項の記入を缺く向もありますが、會社の代表者に本調査の趣旨目的をよく理解徹底せしめ、尙會社票の審査に當つても一段の注意を致すと共に新設會社の調査洩れなき様充分注意せられたのであります。尙調査上特に注意を要する点を摘記すれば左の通りであります。

一、會社票に記入する數字はアラビヤ數字を用ひ、又金額は圓位に止め、票中記入すべき事實のない欄には横線を施すこと
二、商號又は名稱を登記したる商號又は名稱を、設立年月は登記したる設立年月を記し、尙組織變更したる會社では登記したる組織變更の年月を記入すること

三、未決算を事由として積立金以下の欄の記入をなさざるものもあるも、新設會社で未決算のもの以外は法規上未決算のものなき理なるを以て會社票裏面の記載注意

従つて五噸未満の船を以て沖合又は遠洋に於て漁獲をなしたる場合は遠洋漁業ではなく沿岸漁業で其の漁獲物は當然沿岸漁獲物表に計上するのであります。

尙本表の漁船數は様式第四一漁船表に於ける五噸以上の漁船數と不合理なき様特に御注意下さい。

水産養殖 養殖の目的を以てせらるゝものは凡て調査するのであります愛玩的に飼育するものは調査を要しません。

稲田に養殖するものは年末現在に於ては養殖しないものも少なくありませんから別に其の年養殖した場數、面積を調査するのであります。

同一場所に二種以上混養したるものは場所及面積に就ては主なる一方に收穫高に就ては各相當欄に記載するのであります。

尙同一魚類を二回以上養殖したるものは場所及面積は一とし收穫高は別

第八項に依り必ず之を記入すること

四、主たる業務は會社分類に適合する様明確に記入すること、即ち

- (イ) 織物製造業にありては綿織物製造業、絹織物製造業等の如く記入すること
- (ロ) 諸機械製造業にありては製造をなす諸機械の中其の主なるものを、例へば農業用機械器具製造業、紡織用機械製造業等の如く記入すること
- (ハ) 菓子製造又は販賣業にありては製造又は販賣の何れを主とするやに依り菓子製造業、菓子販賣業等の如く記入すること

- (ニ) 食料品販賣業にありては果物販賣業、酒類販賣業等の如く記入すること
- (ホ) 物品販賣業にありては織物販賣業、藥品販賣業等の如く記入すること
- (一) 油類販賣業にありては燃料用油と其の他とに區別を明かならしむる様記入すること

(ト) 運送業、海運業の如きものにありては、陸運業であれば自動車に依る運輸業であるか又は荷車に依る運輸業であるか又海運業であれば汽船運輸業であるか、

調査するのであります。養殖場の數及面積に就て前年と著しく相違する場合は其の理由を備考に記入して下さい。

水産製造物 他より原料を仕入れて製造するものと否とに拘らず凡て製造する他の市町村に於て調査するのであります。

従つて假令甲地に於て原料又は半製品を生産しても乙地に移出し乙地に於て始めて製造品と稱するに至りたるものは乙地に於て調査すべきものであります。尙鰯粕の製産ありて鰯油の生産なきもの或ひは製造品の其の原料に對し著しく均衡を失するものは必ず其の事由を備考欄に記載して下さい

會社統計に就て

(市町村報告期二月十日限)

會社統計規則に依る會社票は該當會社の代表者が毎年十二月末日に於ける狀況に基き調査し翌年一月十五日迄に其の本店又は主たる事務所々在地の市町村長に提出するのでありますすが清算

汽船以外の水運業であるか又は廻漕業を營むものであるかを明らかならしむる様記入すること

五、社債額は商法の規定に依つて社債券を發行したるもののみを記入し、他の借入金は之を記入しない様注意すること

六、積立金の欄には前年迄は最近の決算期に於ける一切の積立金現在額を記入したのでありますが、本年度よりは退職積立金、退職手当法に基く退職積立金、退職手當積立金、及全準備積立金は本票の積立金中に包含しないことになりましたから誤りない様注意を要します

七、純益金、純損金は當該年度内の純損益金のみを記入するのであつて前年度よりの繰越損益金を加算しない様注意すること

回家畜

牛、馬、豚、緬羊、山羊

(報告期限一月末日限)

御承知の通り馬表に關しては昨年二月六日附嚴査方を依頼し又豚表に關し

ては同七月二十七日附を以て再調査した
様な次第ですがそれでも尙妥當の計數
を得られませんが甚だ遺憾でした、で
すから十二年の馬及豚に就ては特に細
心の注意を以て御調査願ひます。

飼養戸數及頭數は十二月末日現在を
以て調査し生産及斃死にありては其の
年中の事實を調査するのであります。

頭數調査の場合には官有を除くとあり
ますが右は國有の意味で軍馬及國立種
馬所の貸下馬が之れに屬するのであり
ますから其の他のものは全部洩れなく
調査すべきものと思つて差支ないので
あります。

次に年内移動の欄でありますが豚の
如きは相當多數の生産がある可き管で
すが現在頭數に比して少ない場合のあ
るのは相當調査洩れがあるのぢやない
かと思はれます。

又馬の洋種、和種の區別は血統書
のある場合は問題ありませんが之れがな
い爲めに往々和種として報告する向が

あるで様です。

和種とは左記の如きもので本縣では
殆んどその該當を見ないのであります
から御注意下さい。

和種の特徴

- 1、頭頸大、軀幹微長、四肢稍大にして短かく尻狭く傾斜して後方に尖り筋肉の發育概して良好ならず。
- 2、長毛(タテガミ、シタゲ、アゲケ)は多くして皮膚厚く全身の被毛粗雜にして長し。
- 3、體高は小にして殆んど四尺七寸以下なり。

豚生産狀況調

豚統計改善策の一方法として昭和十三年に限り其の生産狀況を四期に分つて夫々調査、報告する事になりました從來豚の移動狀況、つまり農林省統

第一期	自昭和十三年一月一日 至同 年三月末日	同 =知事宛報告ノコト
第二期	自昭和十三年四月一日 至同 年六月末日	同 =知事宛報告ノコト

報告期限	昭和十三年四月末日迄 =知事宛報告ノコト
同	同 年七月末日迄 =知事宛報告ノコト

第三期	自昭和十三年七月一日 至同 年九月末日	同
第四期	自昭和十三年十月一日 至同 年十二月末日	同

豚生産狀況調

其ノ期間ニ生 産セラレタル仔 豚ノ數	計	牝	頭	其ノ期間ニ仔豚ヲ生 産シタル牝豚ノ數	頭	内昭和十三年中二回目ノ 生産ヲナシタル牝豚ノ數
		牝	頭			
備考						

牛 乳

(報告期限一月末日限)

調査の場所は搾乳場所在地の市町村
ですから甲村に搾乳場を設け經營者は
乙村に現住する場合は甲村に於て調査
するのであります。搾乳場數は年末現
在に於ける場數を掲上し若し年内に於

て廢業したものがあつた場合は掲上し
ないがその搾乳高は調査掲上し其の旨
備考欄へ説明して下さい。頭數は年末
現在の外に其の年内に斃死した頭數を
も調査する事になつて居ります。従つ
てその年内に生産せる數量及價額は調
査掲上して下さい。頭當りの搾乳高に
甚しく多寡ある場合は備考へ説明して

屠 殺

(報告期限一月末日限)

下さい。尙屠殺と同様所轄警察署に係る
調査と對照する事を忘れない様に願ひ
ます。

本表は屠場所在地の市町村に於て年
末現在で場數、數量、價額を調査し翌
年一月末日迄に縣へ報告するのであり
ます。場數は其の年内に於て實際に屠
殺した場所を計上するのであります。
若し年内に休業せしものあらば、場數
へは計上せず數量、價額のみを各該當
欄に計上其の旨備考欄へ説明して下さい。
又報告書注意一にある如く検査済
食用に適するものを調査するのであり
ますから特に調査洩れのない様に御注
意願ひます。尙所轄警察署の調査に依
るものと對照して頭數、肉量等不合理
のない様御注意下さい。成牛、犢、豚
馬の頭當肉量を示しますと成牛約四
十五貫、犢同十貫、豚同十二貫、馬同
三十貫であります。